

令和8年熊本地震の発生に伴う 建築基準法第85条第1項 応急仮設建築物の取扱いについて

令和8年熊本地震に伴い、応急仮設建築物に対する制限緩和を行う区域を指定しました。この区域内で一定条件のもとで応急的な仮設建築物を建築する際は、建築基準法に定める基準や確認申請等の手続きは適用しません。（建築基準法第85条第1項及び同法87条の3第1項）

ただし、防火地域内に建築する場合を除きます。

1 指定区域

熊本県全域（特定行政庁である熊本市、八代市及び天草市を除く）

2 対象建築物等

- ①災害により破損した建築物の応急の修繕
- ②国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの（仮設住宅等）
- ③被災者（企業等を含む）が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの

3 工事着手時期

災害発生日から1ヶ月以内に工事着手するもの

4 存続期間

建築工事を完了した後、3ヶ月を超えて対象建築物を存続しようとする場合は、特定行政庁から建築基準法第85条第3項による許可を受けた後に、仮設建築物の存続期間を延長することができます。その際は、基礎や火気使用室の内装などについて、一定の安全対策が必要となりますので、個別に御相談ください。

5 注意事項

熊本市、八代市、天草市の取扱いについては、取扱いが若干異なる場合がありますので、個別にお問い合わせください。

6 問い合わせ先

■熊本県土木部建築住宅局建築課	電話096-333-2534
■熊本県各広域本部 県央・景観建築課	電話096-333-2793
県北・景観建築課	電話0968-25-2729
県南・景観建築課	電話0965-33-3117
■熊本市都市建設局建築指導課	電話096-328-2513
■八代市建設部建築指導課	電話0965-33-4750
■天草市建設部建築住宅課	電話0969-32-6797